

大田区公式ツイッター運用要領

平成 24 年 9 月 25 日 24 経広発第 10163 号区長室長決定
平成 28 年 3 月 9 日 27 政広発第 10605 号区長政策室長決定
平成 29 年 3 月 2 日 28 企広発第 11157 号企画経営部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、『大田区職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン』に基づき、区が公式ツイッターを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本ポリシー)

第 2 条 公式ツイッターは、区の催事情報、災害発生時の緊急情報等、区民の生活に有益な情報を発信し、利用者の利便性を高めるとともに、区の取組みについての理解を深めていただくことをポリシーとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定多数のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 大田区が設置・運用するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (8) フォロワー フォローしているユーザーのことをいう。

(運用の管理)

第 4 条 公式ツイッターの運用主体は区とし、アカウントの管理及びツイートの発信は、広聴広報課又は防災危機管理課が行う。ただし、各課から公式ツイッターの利用申請があり、広聴広報課長が必要と認めるときは、ツイートの発信を各課に行わせることができる。

2 ユーザー名は **city_ota** とする。

(アカウント運用者の明示)

第 5 条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザー情報を区ホームページ上に明示する。

(アカウント運用要領の明示)

第 6 条 アカウントの運用主体並びに発信する内容及び発信方法については、ツイッターのプロフィール欄で明示する。

(掲載内容)

第 7 条 公式ツイッターでは、次の情報を発信することとする。

- (1) 区が関与しているイベント情報
- (2) 区ホームページに掲載したコンテンツの表題、概要、リンクの情報等

- (3) 区民安全・安心メール等のメール配信システムで配信したもの
- (4) 災害発生時の施設状況、水位情報等の緊急時に区民生活に差し迫っている重要な情報
- (5) その他区に関連する区民ニーズの高い情報及び周知する必要性が高い情報
(意思決定)

第8条 情報発信については、所属長の決定を必要とする。ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は、ツイッターの特性や情報発信の即時性を考慮し、発信する内容に応じ、この限りでない。
(リプライ、リツイート、およびフォローの制限)

第9条 公式ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライは行わないものとする。ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する区に関連する情報であり、広聴広報課長が認めるものは、この限りでない。
(運用要領の周知・変更等)

第10条 この要領の内容は、区公式ホームページに掲載し、周知する。

- 2 この要領は必要に応じて、変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターを通じて周知する。
(その他)

第11条 この要領の実施について必要な事項は、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。